

令和7年度 東日本高速道路株式会社 総合コミュニケーション展開業務

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1	参加表明書 別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」	<p>弊社の場合、「持株会社」傘下に、事業会社が複数ございます。 (資料記載の②親会社を同じくする子会社同士の関係に当たる場合に該当すると思料します)</p> <p>競争参加する場合にあたり、弊社と他事業会社（グループ会社）が、同時に入札意思表明を御社にしようとした場合、ルールに則り、グループ内から1社しか参加ができないのでしょうか。</p> <p>その場合は、参加表明書を提出する前の段階で当社グループ内で1社参加の調整すべきなのか、ご指示いただけないでしょうか。</p>	<p>共通入札公告6-2-1. 競争参加資格 (5) に『審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。』と記載されており、『ア（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。』に該当しますので、御認識のとおり、子会社等同士のうちの1者のみの御参加となります。</p> <p>ただし、共通入札公告6-2-1 (5) なお書きに『当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」のイ(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。』と記載されておりますので、事前に辞退する者を決めていただく調整は可能です。</p>